

受動喫煙防止宣言施設登録制度事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、受動喫煙防止宣言施設登録制度事業の実施に関する覚書第2の規定に基づき、健康増進法(平成14年8月法律第103号。以下「法」という。)第25条、「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」及び「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」に掲げる受動喫煙防止対策を一層推進するため、受動喫煙防止対策を講じている施設を受動喫煙防止宣言施設として登録し、公表することにより、施設を管理する者が、受動喫煙防止対策に取り組むことを促進し、また、施設を利用する者が、施設を選択しやすい環境整備を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業は、宮城県(以下「県」という。)、仙台市(以下「市」という。)及び全国健康保険協会宮城支部(以下「協会けんぽ宮城支部」という。)が、共同で実施する。

(実施主体の役割)

第3 県、市及び協会けんぽ宮城支部は、本事業を推進するため、県民等への周知に努めるほか、本事業が円滑に推進されるよう、登録施設の申請事務等、必要な事務を行うものとする。

2 県は、受動喫煙防止宣言施設の登録を行い、登録台帳を整備するものとする。

(対象施設)

第4 この制度の対象は、法第25条の規定及び同条の規定の対象となる施設を示した「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知)による施設のうち、学校、病院、官公庁施設、児童福祉施設及び公共交通機関を除く宮城県内に所在する民間施設とする。

(登録の要件)

第5 受動喫煙防止宣言施設として第3第2項の登録台帳に登録される施設は、第4に掲げる施設のうち、第1号又は第2号に掲げる事項をすべて満たす施設とする。

(1) 敷地内禁煙施設

- イ 建物内及び敷地内を終日禁煙にしていること。
- ロ 敷地内が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること。
- ハ 建物内及び敷地内に灰皿を設置していないこと。

(2) 建物(テナント等の場合については管理区分をいう。以下同じ。)内禁煙施設

- イ 建物内を終日禁煙にしていること。
- ロ 建物内が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること。
- ハ 建物内及び出入口付近に灰皿を設置していないこと。

(登録の手続き)

第6 登録の申請をする者(以下「申請者」という。)は、受動喫煙防止宣言施設登録申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を宮城県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

2 申請者は、申請者が管理する複数の施設を一括して申請することができる。

3 第1項の申請について、次の各号に該当する場合は、それぞれに掲げる機関を経由して申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者が協会けんぽ宮城支部に加入している場合 協会けんぽ宮城支部
 - (2) 申請する施設のすべてが仙台市内に所在する場合 市（前号の場合を除く。）
- 4 前項の場合には、市及び協会けんぽ宮城支部は、申請の審査に必要となる意見を付すことができる。

（登録書等の交付）

- 第7 知事は、第6による申請について内容を審査し、第4及び第5に定める要件に該当すると認められるときは、第3第2項の登録台帳に登録するものとし、知事、仙台市長（以下「市長」という。）及び全国健康保険協会宮城支部長（以下「協会けんぽ宮城支部長」という。）は、連名により受動喫煙防止宣言施設登録書（別記様式第2号。以下「登録書」という。）を交付するものとする。
- 2 県、市及び協会けんぽ宮城支部は、登録書の交付を受けた申請者（以下「登録者」という。）に対して、受動喫煙防止宣言施設ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。
- 3 登録者は、登録書及びステッカーを登録施設の出入口周辺等の利用者が認知しやすい場所に掲示するものとする。

（登録の期間及び更新）

- 第8 「受動喫煙防止宣言施設」の登録の有効期間は、登録書の交付日から3年を経過した日が属する年度の3月31日までとする。
- 2 登録期間の終了の際に、登録者から登録の更新について申し出があり、第4及び第5に定める要件に該当すると認めた場合は、登録の更新を行うことができる。

（登録内容の変更）

- 第9 登録者は、申請書の登録内容に変更があったときは、速やかに受動喫煙防止宣言施設変更申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の登録内容の変更の手続きについては、第6第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

（登録の辞退）

- 第10 登録者は、登録を辞退しようとするときは、受動喫煙防止宣言施設辞退申請書（別記様式第4号）を速やかに知事に提出するとともに、交付された登録書及びステッカーを返却するものとする。
- 2 前項の登録の辞退の手続きについては、第6第2項及び第3項の規定を準用する。

（取組状況の確認）

- 第11 県、市及び協会けんぽ宮城支部は、必要に応じ、受動喫煙防止対策の取組状況を確認し、もしくはその必要性を啓発するため、職員を派遣して登録対象施設を訪問させることができる。

（登録の取消し）

- 第12 知事は、登録施設が登録要件を満たさないことが明らかになったとき、その他登録施設として適当でなくなつたと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項において登録施設に係る申請が第6第3項各号に該当するときは、当該各号に掲げる機関に対し、意見を求めることができる。
- 3 市及び協会けんぽ宮城支部は、登録施設が第1項に該当すると認められるときは、速やかに知事に対し、意見を通知するものとする。
- 4 知事が第1項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して登録者にその旨を通知するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、登録施設に係る申請が第6第3項各号に該当するときは、知事に代わり、

当該各号に掲げる機関の長が前項に規定する通知を行うことができる。

6 登録の取消しを受けた場合、登録者は速やかに登録書及びステッカーを返却するものとする。

7 前項の登録書等の返却方法については、第6第3項の規定を準用する。

(個人情報の取扱い)

第13 県、市及び協会けんぽ宮城支部は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）及び宮城県個人情報保護条例（平成8年10月宮城県条例第27号）又は仙台市個人情報保護条例（平成16年12月仙台市条例第49号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

2 協会けんぽ宮城支部は、前項の規定によるほか、個人情報について、全国健康保険協会個人情報管理規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

(支援等)

第14 県、市及び協会けんぽ宮城支部は、本事業を効果的に推進するため、登録者に対し次の支援を行うものとする。

- (1) ホームページや広報誌等への登録施設の情報の掲載及び本制度の取組状況に関する情報発信
- (2) 受動喫煙防止に関する各種行事の実施及び情報提供
- (3) その他、本制度による取組みのために必要な事項

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。